

社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会  
災害時における鶴ヶ島市手話通訳者の初動対応要領

## 1 目的

鶴ヶ島市手話通訳者（以下「手話通訳者」という。）は、市内で災害が発生した際に、聴覚・音声及び言語機能障害者（以下「聴覚障害者等」という。）に対して、災害・避難等に関する情報・コミュニケーション支援等を行うものとする。

## 2 手話通訳者の参集

災害が発生した場合には、鶴ヶ島市社会福祉協議会（以下「鶴ヶ島市社協」という。）の手話通訳者は、以下のとおり鶴ヶ島市社協事務局に参集する。

### （1）専任手話通訳者

鶴ヶ島市社協災害ボランティアセンター設置運営要領に基づき、鶴ヶ島市社協事務局に参集する。

### （2）手話通訳者（臨時職員）

#### ①緊急連絡網による参集（震度5以上の地震等）

震度5以上の地震または暴風警報、大雨警報が発令された場合、事務局長が必要であると判断した時は、職員緊急連絡網により手話通訳者（臨時職員）の参集を命じる。手話通訳者（臨時職員）本人が不在の場合は家族等に伝言する。手話通訳者（臨時職員）本人が自宅を離れている場合は、手話通訳者（臨時職員）自ら鶴ヶ島市社協事務局または上司等に連絡をとり参集の有無を確認する。

#### ②自主参集（震度6以上の地震等）

震度6以上の地震または市内で重大な災害が発生した場合は、緊急連絡網による連絡の有無に関わらず、手話通訳者（臨時職員）は事務局に自主参集する。交通手段が途絶する可能性もあるが、可能な限り出勤の努力をする。負傷や自宅の被災等により出勤できない場合は、事務局にその旨を連絡する。

## 3 緊急時の決断と行動

手話通訳者は、緊急事態が発生し、報告や指示受けのいとまがない状況下では、事態の発生および状況の推移に応じ、自己の最善と判断するところに従い行動するものとする。

## 附則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。